

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

次の比率のうちいずれかが早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が必要になります。

- (1) 実質赤字比率 …… 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- (2) 連結実質赤字比率 …… 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- (3) 実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等*に対する比率
- (4) 将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等*に対する比率

*標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	-	-	4.9%	-
令和5年度	-	-	4.7%	-
早期健全化基準	12.78%	17.78%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。資金不足比率が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定が必要になります。

資金不足比率

	水道事業会計	公共下水道事業会計	天童市民病院事業会計	工業団地整備事業特別会計
令和6年度	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%	20.00%

※ 本市の健全化判断比率は、早期健全化基準より大幅に少ない状況です。また、各公営企業に資金不足は生じていません。